

**住宅用火災警報器を設置しましょう。**  
**すでに設置されているものについても、設置から**  
**10年を経過している場合は、正常に感知しない**  
**おそれがあるので、早期に交換しましょう。**



全国でも、住宅用火災警報器が「ついてよかった！」という事例がたくさん報告されています。

大船渡市内でも、令和3年11月8日に、住宅用火災警報器の奏功事例がありました。

居住者の男性が、喫煙後、吸い殻が入った缶にタバコを捨て、外出したところ、吸い殻に火が着き、火災が発生。外で作業を行っていた隣家の住人が居住者の自宅から鳴っている住宅用火災警報器の音に気づき、消防へ通報したことにより、若干の焼損で被害をくい止めることが出来ました。

住宅用火災警報器の設置は、火災での逃げ遅れを防ぐことを目的として、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務化となり、全ての寝室、寝室が2階、3階にある場合は、階段の最上部にも設置が必要となります。

現在では、多くの住宅で設置されていますが、住宅用火災警報器の感知センサーは、おおむね10年が寿命とされており、設置から10年を経過したものは交換が望ましいとされています。

また、住宅用火災警報器には、作動状況を確認するボタンやひもが付いているので定期的に作動状況を確認しておきましょう。

住宅用火災警報器は、お近くのホームセンターや電器店などで購入できますので、悪質訪問販売には、十分ご注意ください。

価格は、メーカーや種類、機能等により異なります。寝室・階段室には、煙式のもので各部屋連動するものを、台所などには、熱式のものをお勧めします。



お問い合わせ先

大船渡地区消防組合消防本部

消防課予防指導係 0192-27-2119